

こ支家第47号
令和5年5月10日
こ支家第677号
令和5年10月31日
こ支家第680号
令和6年1月19日

都道府県知事
指定都市の市長
各 中核市の市長 宛
児童相談所設置市の市長

こども家庭庁長官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。

ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（通則）

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定

する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童

相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。
 - (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。
 - (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。
 - (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
 - (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
 - (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。
 - (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
 - (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
 - (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学期並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児

童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53

条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの

監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「21自立支援担当職員加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

	<p>児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合</p> <p>一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価</p> <p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価</p>
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数（ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（I）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>16社会的養護処遇改善加算費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価</p>

17社会的養護従事者 処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(39)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加

えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>児数+3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合に</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>は、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 (常勤的非常勤単価又は非常勤単価) ×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。 なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>
	<p>自立援助ホームの入所児童</p>	<p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）</p>	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																		
			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 539 1106 566">施設種別</th> <th data-bbox="1106 539 1364 566">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 566 1106 741">児童養護施設</td> <td data-bbox="1106 566 1364 741"> 乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 741 1106 891">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1106 741 1364 891"> 入所児分 53,450円 通所児分 16,430円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 891 1106 1041">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1106 891 1364 1041"> 入所児分 53,910円 通所児分 16,430円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1041 1106 1191">里親</td> <td data-bbox="1106 1041 1364 1191"> 乳児分 62,020円 乳児以外分 53,710円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1191 1106 1346">乳児院</td> <td data-bbox="1106 1191 1364 1346"> 3才未満児分 61,760円 3才以上児分 53,450円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1346 1106 1496">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1106 1346 1364 1496"> 乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1496 1106 1673">自立援助ホーム</td> <td data-bbox="1106 1496 1364 1673"> 別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1673 1106 1975">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1106 1673 1364 1975"> 入所者 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円 </td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円	児童自立支援施設	入所児分 53,450円 通所児分 16,430円	児童心理治療施設	入所児分 53,910円 通所児分 16,430円	里親	乳児分 62,020円 乳児以外分 53,710円	乳児院	3才未満児分 61,760円 3才以上児分 53,450円	ファミリーホーム	乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円	母子生活支援施設	入所者 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設	乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円																				
児童自立支援施設	入所児分 53,450円 通所児分 16,430円																				
児童心理治療施設	入所児分 53,910円 通所児分 16,430円																				
里親	乳児分 62,020円 乳児以外分 53,710円																				
乳児院	3才未満児分 61,760円 3才以上児分 53,450円																				
ファミリーホーム	乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円																				
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円																				
母子生活支援施設	入所者 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円																				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価106,610円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合について</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>は、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価÷その月の開所日数)×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,440円(児童が乳児の場合、延児童数×6,030円)</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,230円(児童が乳児の場合、延児童数×1,240円)</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,760円(児童が乳児の場合、延児童数×2,030円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円 (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p> <p>法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,650円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数（2歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上）×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,620円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注） 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	イ 点数 以外 の 分	(ア) 分娩 介助 料	助産施設の 入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
(イ) 胎盤 処置 料		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。	
(ウ) 新生 児介 補料		新生児介補料		新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理	
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費	イ 点数 以外 の 分	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費</p> <p>(2) 教材代</p> <p>(3) 通学のための交通費</p> <p>(4) 部活動費</p> <p>(5) 学習塾費</p> <p>(6) 児童自立支援施設の教材費</p> <p>(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p> <p>(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1099 1369 1261"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="903 779 1366 1010"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="903 1317 1366 1435"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）又は別に定めるもの（第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る）。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 734 1362 846"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの）</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円（高等学校第3学年は25,000円）を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの）</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの）</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	23,330円								
私立高等学校	34,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,760円×12月初日の措置又は一時保護児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>
(15) 職業補導費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(16)冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。</p> <p>算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他
			児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円
			児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円
			里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円
			母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円
			乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円
			児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円
			一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円
			ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円
			自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円
			自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																						
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 421 1045 604">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="1045 421 1125 604">旧5級地</th> <th data-bbox="1125 421 1204 604">旧4級地</th> <th data-bbox="1204 421 1284 604">旧3級地</th> <th data-bbox="1284 421 1375 604">旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 604 1045 672">児童養護施設</td> <td data-bbox="1045 604 1125 672">2,730円</td> <td data-bbox="1125 604 1204 672">2,090円</td> <td data-bbox="1204 604 1284 672">1,350円</td> <td data-bbox="1284 604 1375 672">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 672 1045 739">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1045 672 1125 739">2,730円</td> <td data-bbox="1125 672 1204 739">2,090円</td> <td data-bbox="1204 672 1284 739">1,350円</td> <td data-bbox="1284 672 1375 739">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 739 1045 795">里親</td> <td data-bbox="1045 739 1125 795">2,730円</td> <td data-bbox="1125 739 1204 795">2,090円</td> <td data-bbox="1204 739 1284 795">1,350円</td> <td data-bbox="1284 739 1375 795">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 795 1045 862">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1045 795 1125 862">450円</td> <td data-bbox="1125 795 1204 862">380円</td> <td data-bbox="1204 795 1284 862">240円</td> <td data-bbox="1284 795 1375 862">150円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 862 1045 929">乳児院</td> <td data-bbox="1045 862 1125 929">2,890円</td> <td data-bbox="1125 862 1204 929">2,270円</td> <td data-bbox="1204 862 1284 929">1,440円</td> <td data-bbox="1284 862 1375 929">1,050円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 929 1045 996">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1045 929 1125 996">2,730円</td> <td data-bbox="1125 929 1204 996">2,090円</td> <td data-bbox="1204 929 1284 996">1,350円</td> <td data-bbox="1284 929 1375 996">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 996 1045 1064">一時保護所</td> <td data-bbox="1045 996 1125 1064">2,730円</td> <td data-bbox="1125 996 1204 1064">2,090円</td> <td data-bbox="1204 996 1284 1064">1,350円</td> <td data-bbox="1284 996 1375 1064">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1064 1045 1131">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1045 1064 1125 1131">2,730円</td> <td data-bbox="1125 1064 1204 1131">2,090円</td> <td data-bbox="1204 1064 1284 1131">1,350円</td> <td data-bbox="1284 1064 1375 1131">1,010円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1131 1045 1191">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="1045 1131 1125 1191">2,730円</td> <td data-bbox="1125 1131 1204 1191">2,090円</td> <td data-bbox="1204 1131 1284 1191">1,350円</td> <td data-bbox="1284 1131 1375 1191">1,010円</td> </tr> </tbody> </table>					級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円	乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円	児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円	自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																					
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円																																																					
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円																																																					
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円																																																					
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																																																						

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自 立 学 生 進 活 学 支 等 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>自立援助ホーム入所児童（別に定める基準に該当するものに限る）</p> <p>算式(2)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。</p>
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	<p>次の算式により算定した額</p> <p>算式(1)</p> <p>保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額36,460円</p> <p>算式(2)</p> <p>(1)を除く一時保護委託児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額4,630円</p>
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(26) 通一学時送迎保護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定

した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるとときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるとときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるとときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるとときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるとときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えると	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えると

			きは143,800円とする。 。)	する。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」という。)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等</p>			

の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項

- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
 - (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
 - (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。
 - (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準

額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)の別紙)等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

	<p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	------------------------------------------------------

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）

D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			。)	
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)」(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合</p>			

支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」

…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特

	<p>別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	298,730	290,730	288,730	282,730	278,740	270,740	264,740	258,740
26～30	258,380	251,430	249,690	244,480	241,010	234,060	228,850	223,640
31～35	241,270	234,760	233,130	228,250	225,000	218,490	213,610	208,730
36～40	224,160	218,090	216,580	212,020	208,990	202,920	198,370	193,820
41～45	219,890	213,860	212,360	207,840	204,830	198,810	194,300	189,780
46～50	192,530	187,250	185,930	181,980	179,340	174,070	170,110	166,160
51～55	187,680	182,530	181,240	177,380	174,810	169,660	165,800	161,940
56～60	182,830	177,800	176,550	172,780	170,270	165,250	161,490	157,720
61～65	178,200	173,300	172,080	168,410	165,950	161,060	157,380	153,710
66～70	173,570	168,790	167,600	164,020	161,640	156,860	153,280	149,700
71～75	169,440	164,770	163,600	160,110	157,770	153,120	149,610	146,120
76～80	165,300	160,740	159,610	156,190	153,920	149,360	145,950	142,530
81～85	162,320	157,840	156,730	153,370	151,140	146,660	143,300	139,950
86～90	159,340	154,940	153,840	150,550	148,350	143,950	140,650	137,350
91～95	156,020	151,720	150,650	147,420	145,280	140,980	137,750	134,530
96～100	152,700	148,500	147,450	144,300	142,200	138,000	134,850	131,700
101～105	151,050	146,880	145,850	142,730	140,650	136,490	133,370	130,250
106～110	149,390	145,270	144,240	141,150	139,100	134,980	131,890	128,800
111～115	147,730	143,650	142,630	139,570	137,530	133,460	130,400	127,350
116～120	146,050	142,020	141,020	137,990	135,980	131,940	128,920	125,890
121～125	144,540	140,550	139,560	136,560	134,560	130,570	127,570	124,580
126～130	143,040	139,080	138,100	135,130	133,140	129,190	126,220	123,260
131～135	142,090	138,150	137,170	134,220	132,250	128,320	125,370	122,410
136～140	141,130	137,220	136,240	133,310	131,350	127,440	124,510	121,580
141～145	139,740	135,860	134,890	131,980	130,040	126,160	123,260	120,350
146～150	138,340	134,500	133,540	130,660	128,740	124,890	122,010	119,130
151人以上	137,650	133,820	132,870	130,000	128,090	124,260	121,390	118,530

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	317,200	308,620	306,470	300,030	295,730	287,150	280,710	274,270
26～30	273,160	265,740	263,880	258,320	254,610	247,190	241,620	236,060
31～35	254,450	247,520	245,780	240,590	237,120	230,190	225,000	219,800
36～40	235,740	229,300	227,690	222,860	219,640	213,200	208,380	203,550

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,516,940	1,483,930	1,475,680	1,450,920	1,434,410	1,401,400	1,376,640	1,351,880

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	298,840	291,340	289,470	283,850	280,100	272,610	266,990	261,360
31～35人	281,690	274,580	272,800	267,450	263,900	256,770	251,430	246,090
36～40	264,550	257,810	256,120	251,060	247,690	240,940	235,880	230,820
41～45	260,700	253,940	252,250	247,170	243,790	237,020	231,940	226,870
46～50	245,280	238,860	237,260	232,440	229,230	222,820	218,000	213,190
51～55	238,980	232,710	231,140	226,440	223,300	217,020	212,310	207,610
56～60	232,700	226,560	225,030	220,430	217,360	211,230	206,630	202,030
61～65	227,450	221,430	219,930	215,410	212,400	206,380	201,870	197,350
66～70	222,200	216,290	214,820	210,390	207,430	201,530	197,100	192,670
71～75	217,390	211,600	210,150	205,800	202,900	197,100	192,750	188,400
76～80	212,590	206,890	205,470	201,200	198,350	192,660	188,390	184,120
81～85	209,190	203,560	202,150	197,930	195,110	189,490	185,270	181,050
86～90	205,780	200,220	198,830	194,660	191,880	186,320	182,150	177,980
91～95	202,110	196,620	195,250	191,120	188,380	182,890	178,770	174,650
96～100	198,430	193,010	191,650	187,590	184,880	179,460	175,390	171,320
101～105	196,860	191,480	190,140	186,100	183,420	178,040	174,000	169,970
106～110	195,300	189,960	188,630	184,620	181,950	176,610	172,620	168,610
111～115	193,450	188,160	186,840	182,860	180,220	174,930	170,960	166,980
116～120	191,600	186,350	185,040	181,110	178,480	173,230	169,290	165,360
121～125	190,510	185,280	183,970	180,050	177,440	172,210	168,290	164,370
126～130	189,410	184,200	182,900	178,990	176,390	171,190	167,290	163,380
131～135	187,960	182,780	181,490	177,620	175,030	169,860	165,980	162,110
136～140	186,510	181,370	180,080	176,230	173,660	168,530	164,680	160,830
141～145	185,370	180,250	178,970	175,140	172,580	167,460	163,630	159,790
146～150	184,240	179,140	177,870	174,040	171,500	166,400	162,580	158,750
151人以上	183,260	178,190	176,920	173,110	170,580	165,500	161,700	157,900

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	888,900	865,060	859,100	841,220	829,300	805,460	787,580	769,700
11～15人	703,050	683,990	679,230	664,940	655,410	636,350	622,060	607,770
16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	548,590	533,340	529,520	518,090	510,460	495,210	483,770	472,340
26～30	527,690	512,970	509,280	498,240	490,880	476,150	465,100	454,060
31～35	512,280	497,950	494,370	483,630	476,460	462,140	451,390	440,650
36～40	496,870	482,940	479,460	469,010	462,050	448,130	437,690	427,240
41～45	483,620	470,040	466,650	456,460	449,670	436,090	425,900	415,720
46～50	470,380	457,140	453,830	443,910	437,290	424,060	414,130	404,200
51～55	464,920	451,820	448,560	438,730	432,190	419,100	409,280	399,460
56～60	459,460	446,520	443,280	433,570	427,090	414,140	404,430	394,720
61～65	454,540	441,720	438,520	428,910	422,500	409,670	400,060	390,440
66～70	449,620	436,930	433,750	424,240	417,890	405,210	395,680	386,170
71～75	445,250	432,680	429,540	420,100	413,810	401,240	391,810	382,380
76～80	440,890	428,430	425,310	415,970	409,740	397,280	387,930	378,590
81～85	436,700	424,340	421,260	412,000	405,820	393,470	384,210	374,940
86～90	432,510	420,260	417,200	408,020	401,900	389,660	380,480	371,300
91人以上	427,870	415,760	412,730	403,640	397,580	385,470	376,380	367,290

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	779,550	758,850	753,680	738,150	727,810	707,110	691,590	676,070
11～15人	632,600	615,520	611,250	598,440	589,900	572,820	560,010	547,200
16～20	546,220	531,110	527,340	516,010	508,450	493,350	482,010	470,680
21～25	505,210	491,150	487,630	477,080	470,050	455,990	445,450	434,900
26～30	473,960	460,710	457,400	447,460	440,830	427,590	417,650	407,710
31～35	459,610	446,730	443,510	433,860	427,420	414,540	404,880	395,230
36～40	445,260	432,760	429,630	420,250	414,000	401,500	392,120	382,740
41～45	430,910	418,780	415,750	406,650	400,580	388,450	379,350	370,250
46～50	416,570	404,810	401,870	393,050	387,160	375,400	366,580	357,760
51～55	411,830	400,200	397,290	388,560	382,740	371,110	362,380	353,650
56～60	407,100	395,590	392,710	384,080	378,320	366,810	358,180	349,540
61～65	402,370	390,980	388,140	379,600	373,900	362,520	353,980	345,430
66～70	397,640	386,370	383,560	375,110	369,480	358,220	349,770	341,320
71～75	392,900	381,770	378,980	370,630	365,060	353,920	345,570	337,220
76～80	388,170	377,160	374,400	366,140	360,640	349,620	341,360	333,110
81～85	383,440	372,550	369,830	361,660	356,220	345,330	337,160	329,000
86～90	378,700	367,940	365,250	357,180	351,800	341,030	332,960	324,890
91人以上	373,970	363,330	360,670	352,690	347,370	336,740	328,760	320,780

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	403,740	392,730	389,980	381,730	376,230	365,220	356,970	348,720
21～25	368,420	358,300	355,770	348,180	343,120	333,000	325,410	317,820
26～30	340,970	331,550	329,200	322,130	317,420	308,010	300,940	293,880
31～35	325,670	316,650	314,400	307,640	303,130	294,110	287,350	280,580
36～40	310,370	301,750	299,600	293,140	288,830	280,210	273,740	267,280
41～45	295,080	286,860	284,800	278,640	274,530	266,310	260,140	253,980
46～50	279,780	271,960	270,000	264,140	260,230	252,410	246,540	240,680
51～55	274,480	266,800	264,880	259,120	255,280	247,600	241,840	236,080
56～60	269,170	261,630	259,750	254,100	250,330	242,790	237,140	231,480
61～65	263,870	256,470	254,620	249,080	245,380	237,980	232,430	226,890
66～70	258,570	251,310	249,500	244,060	240,430	233,170	227,730	222,290
71～75	253,270	246,150	244,370	239,040	235,480	228,360	223,030	217,690
76～80	247,960	240,990	239,240	234,010	230,530	223,550	218,320	213,090
81～85	242,660	235,830	234,120	228,990	225,580	218,740	213,620	208,500
86～90	237,360	230,660	228,990	223,970	220,630	213,940	208,920	203,900
91人以上	232,050	225,500	223,870	218,950	215,680	209,130	204,210	199,300

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	684,300	666,150	661,610	648,000	638,920	620,770	607,150	593,540

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	188,380	183,900	182,500	179,420	177,170	172,690	169,330	165,970
11～20世帯	165,060	160,820	159,620	156,570	154,450	150,200	147,020	143,830
21～30	132,150	128,690	127,730	125,230	123,500	120,030	117,440	114,840
31～40	99,470	96,870	96,160	94,280	92,980	90,380	88,440	86,490
41～50	89,690	87,360	86,710	85,020	83,850	81,520	79,760	78,010
51世帯以上	79,920	77,840	77,270	75,760	74,720	72,650	71,090	69,530

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	156,430	152,960	152,090	149,480	147,740	144,270	141,660	139,050

(8) 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	476,590	463,240	460,040	453,310	449,530	436,200	426,020	416,410
21～25人	427,510	415,480	412,540	406,280	402,670	390,650	381,550	372,740
26～30人	378,420	367,720	365,050	359,240	355,800	345,110	337,080	329,060
31～35人	359,120	348,930	346,390	340,730	337,340	327,160	319,530	311,890
36～40	339,810	330,150	327,730	322,220	318,890	309,220	301,980	294,730
41～45	325,670	316,370	314,050	308,610	305,290	295,990	289,020	282,040
46人以上	311,530	302,600	300,370	295,000	291,690	282,760	276,070	269,370

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	78,290	76,020	75,450	73,760	72,620	70,360	68,660	66,960

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	119,100	115,600	114,730	112,110	110,360	106,870	104,250	101,630

(11) 自立援助ホーム

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	263,860	258,200	256,790	252,550	249,720	244,070	239,830	235,590
7～9人	238,120	232,530	231,130	226,940	224,140	218,550	214,350	210,160
10～12	225,250	219,690	218,300	214,130	211,350	205,780	201,610	197,440
13～15	217,530	211,990	210,600	206,440	203,670	198,130	193,970	189,810
16～18	212,390	206,850	205,470	201,320	198,550	193,020	188,870	184,720
19人以上	208,340	202,810	201,430	197,290	194,520	189,000	184,860	180,710

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
5人まで	円 203,690	円 200,190	円 199,310	円 196,690	円 194,940	円 191,440	円 188,810	円 186,180
6人	169,740	166,820	166,090	163,900	162,450	159,530	157,340	155,150

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
5人まで	円 13,347,400	円 12,997,890	円 12,910,510	円 12,648,380	円 12,473,620	円 12,124,110	円 11,861,980	円 11,599,850
6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,590
11～15	31,316,540	30,429,230	30,207,410	29,541,920	29,098,270	28,210,970	27,545,490	26,880,010
16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
21～25	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
26～30	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,720	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,220
31～35	60,841,830	59,040,150	58,589,730	57,238,470	56,337,630	54,535,950	53,184,690	51,833,440
36～40	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
41～45	73,106,180	70,927,930	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
46～50	79,238,360	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,660
51～55	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
56～60	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
61～65	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
66～70	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	307,860	299,610	297,540	291,350	287,220	278,960	272,760	266,570
26～30	276,650	269,180	267,310	261,710	257,970	250,500	244,900	239,290
31～35	257,560	250,590	248,840	243,610	240,120	233,150	227,920	222,690
36～40	238,470	231,990	230,370	225,510	222,280	215,800	210,940	206,080
41～45	232,520	226,140	224,550	219,760	216,560	210,180	205,390	200,610
46～50	203,490	197,900	196,500	192,310	189,520	183,930	179,740	175,550
51～55	198,330	192,880	191,510	187,420	184,700	179,250	175,160	171,070
56～60	193,180	187,860	186,530	182,540	179,880	174,560	170,570	166,590
61～65	188,330	183,140	181,840	177,950	175,360	170,170	166,280	162,390
66～70	183,470	178,420	177,160	173,360	170,830	165,770	161,980	158,190
71～75	179,180	174,240	173,000	169,290	166,820	161,880	158,170	154,470
76～80	174,870	170,050	168,840	165,220	162,800	157,980	154,360	150,740
81～85	172,780	168,000	166,800	163,220	160,840	156,060	152,490	148,900
86～90	170,670	165,950	164,770	161,230	158,870	154,150	150,610	147,060
91～95	167,150	162,530	161,380	157,910	155,600	150,990	147,530	144,060
96～100	163,630	159,110	157,990	154,600	152,350	147,830	144,450	141,060
101～105	161,800	157,340	156,220	152,870	150,640	146,170	142,820	139,470
106～110	159,990	155,570	154,460	151,140	148,930	144,510	141,200	137,880
111～115	158,180	153,810	152,710	149,430	147,250	142,870	139,590	136,310
116～120	156,380	152,050	150,960	147,720	145,550	141,220	137,980	134,740
121～125	154,750	150,460	149,400	146,180	144,040	139,750	136,540	133,320
126～130	153,130	148,880	147,820	144,630	142,510	138,270	135,080	131,900
131～135	152,730	148,490	147,430	144,250	142,130	137,890	134,710	131,530
136～140	152,330	148,100	147,040	143,860	141,750	137,510	134,340	131,160
141～145	150,800	146,610	145,560	142,410	140,320	136,120	132,980	129,830
146～150	149,280	145,120	144,080	140,970	138,890	134,730	131,620	128,500
151人以上	148,710	144,570	143,540	140,430	138,360	134,220	131,120	128,010

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	326,340	317,490	315,280	308,640	304,220	295,370	288,730	282,090
26～30	291,430	283,490	281,500	275,540	271,570	263,630	257,670	251,710
31～35	270,740	263,350	261,500	255,950	252,250	244,850	239,300	233,760
36～40	250,050	243,200	241,490	236,350	232,930	226,080	220,940	215,810

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	316,930	308,420	306,290	299,900	295,640	287,120	280,730	274,340
26～30	294,790	286,800	284,800	278,810	274,810	266,820	260,830	254,840
31～35	273,740	266,300	264,440	258,860	255,140	247,710	242,130	236,550
36～40	252,680	245,790	244,070	238,920	235,470	228,580	223,420	218,260
41～45	245,070	238,330	236,640	231,590	228,210	221,470	216,410	211,360
46～50	214,370	208,470	207,000	202,570	199,620	193,730	189,300	184,880
51～55	208,920	203,160	201,720	197,410	194,530	188,770	184,460	180,140
56～60	203,460	197,850	196,440	192,240	189,430	183,820	179,610	175,400
61～65	199,710	194,190	192,820	188,680	185,920	180,410	176,270	172,140
66～70	195,940	190,530	189,180	185,120	182,410	177,000	172,940	168,880
71～75	191,320	186,030	184,710	180,740	178,100	172,810	168,840	164,870
76～80	186,700	181,530	180,240	176,370	173,780	168,620	164,750	160,870
81～85	184,350	179,240	177,960	174,130	171,580	166,480	162,650	158,820
86～90	182,000	176,950	175,690	171,900	169,380	164,340	160,550	156,770
91～95	178,270	173,340	172,100	168,400	165,930	161,000	157,300	153,600
96～100	174,550	169,730	168,520	164,900	162,490	157,660	154,040	150,420
101～105	172,560	167,780	166,590	163,010	160,620	155,850	152,270	148,690
106～110	170,580	165,850	164,670	161,130	158,760	154,040	150,500	146,960
111～115	169,390	164,700	163,520	160,000	157,660	152,960	149,440	145,920
116～120	168,210	163,540	162,370	158,880	156,540	151,880	148,380	144,870
121～125	166,410	161,790	160,630	157,170	154,860	150,240	146,770	143,310
126～130	164,610	160,030	158,890	155,460	153,180	148,600	145,170	141,740
131～135	164,060	159,490	158,350	154,930	152,650	148,090	144,670	141,240
136～140	163,500	158,950	157,810	154,400	152,120	147,570	144,150	140,740
141～145	161,840	157,330	156,210	152,820	150,570	146,060	142,680	139,290
146～150	160,190	155,720	154,600	151,250	149,020	144,550	141,200	137,850
151人以上	159,920	155,460	154,350	151,000	148,770	144,310	140,960	137,620

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	335,410	326,300	324,020	317,190	312,640	303,530	296,700	289,870
26～30	309,570	301,110	298,990	292,640	288,410	279,950	273,600	267,260
31～35	286,910	279,050	277,090	271,200	267,270	259,410	253,510	247,620
36～40	264,260	257,000	255,190	249,750	246,120	238,870	233,430	227,990

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	366,480	356,650	354,190	346,820	341,900	332,070	324,700	317,330
21～25人	339,770	330,600	328,310	321,430	316,840	307,670	300,790	293,910
26～30	313,060	304,550	302,420	296,030	291,780	283,260	276,880	270,490
31～35	291,840	283,880	281,900	275,930	271,950	263,990	258,030	252,060
36～40	270,620	263,220	261,370	255,830	252,120	244,730	239,180	233,630
41～45	264,960	257,650	255,820	250,340	246,690	239,370	233,890	228,400
46～50	236,220	229,690	228,060	223,170	219,910	213,380	208,490	203,600
51～55	229,790	223,440	221,850	217,090	213,910	207,560	202,790	198,030
56～60	223,370	217,190	215,640	211,010	207,910	201,730	197,090	192,460
61～65	218,810	212,750	211,240	206,690	203,660	197,610	193,060	188,510
66～70	214,260	208,320	206,830	202,380	199,410	193,480	189,020	184,570
71～75	208,950	203,160	201,710	197,360	194,460	188,670	184,320	179,980
76～80	203,640	197,980	196,580	192,340	189,510	183,860	179,630	175,390
81～85	201,680	196,080	194,690	190,480	187,680	182,080	177,880	173,680
86～90	199,730	194,180	192,790	188,630	185,850	180,300	176,130	171,960
91～95	195,340	189,920	188,560	184,500	181,780	176,360	172,290	168,220
96～100	190,960	185,660	184,340	180,370	177,720	172,420	168,450	164,480
101～105	189,660	184,400	183,080	179,130	176,500	171,240	167,290	163,340
106～110	188,370	183,140	181,830	177,910	175,290	170,060	166,130	162,210
111～115	186,270	181,100	179,800	175,920	173,330	168,150	164,270	160,390
116～120	184,180	179,050	177,770	173,930	171,360	166,240	162,400	158,560
121～125	183,020	177,930	176,660	172,840	170,290	165,190	161,370	157,550
126～130	181,880	176,810	175,540	171,730	169,200	164,140	160,340	156,530
131～135	181,240	176,190	174,920	171,130	168,600	163,550	159,760	155,970
136～140	180,610	175,570	174,300	170,530	168,000	162,960	159,180	155,400
141～145	179,500	174,490	173,240	169,470	166,960	161,950	158,190	154,430
146～150	178,410	173,420	172,170	168,430	165,930	160,950	157,210	153,460
151人以上	177,210	172,260	171,020	167,300	164,820	159,860	156,150	152,430

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	388,650	378,110	375,480	367,570	362,300	351,760	343,860	335,960
21～25人	358,250	348,480	346,040	338,720	333,840	324,080	316,760	309,440
26～30	327,840	318,850	316,610	309,870	305,380	296,390	289,650	282,910
31～35	305,020	296,640	294,550	288,270	284,080	275,700	269,420	263,140
36～40	282,200	274,430	272,490	266,660	262,780	255,010	249,180	243,360

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	319,010	310,930	308,910	302,850	298,800	290,720	284,660	278,590
31～35人	301,660	293,960	292,030	286,260	282,400	274,700	268,920	263,140
36～40	284,310	276,990	275,160	269,670	266,000	258,690	253,190	247,700
41～45	282,570	275,170	273,320	267,760	264,060	256,650	251,110	245,550
46～50	269,260	262,140	260,360	255,020	251,460	244,350	239,010	233,670
51～55	261,900	254,960	253,220	248,020	244,540	237,600	232,390	227,190
56～60	254,540	247,780	246,080	241,010	237,620	230,850	225,770	220,700
61～65	248,420	241,800	240,140	235,160	231,850	225,220	220,250	215,270
66～70	242,300	235,810	234,190	229,320	226,070	219,580	214,710	209,850
71～75	236,740	230,380	228,780	224,020	220,830	214,470	209,700	204,930
76～80	231,180	224,940	223,390	218,710	215,590	209,360	204,680	200,000
81～85	228,220	222,040	220,490	215,850	212,760	206,580	201,950	197,310
86～90	225,250	219,120	217,590	213,000	209,930	203,800	199,210	194,610
91～95	220,840	214,810	213,300	208,770	205,750	199,720	195,190	190,660
96～100	216,440	210,490	209,010	204,550	201,570	195,630	191,170	186,710
101～105	215,640	209,720	208,240	203,790	200,830	194,900	190,450	186,010
106～110	214,860	208,950	207,470	203,040	200,090	194,180	189,750	185,320
111～115	212,000	206,170	204,710	200,330	197,420	191,580	187,210	182,830
116～120	209,150	203,390	201,950	197,630	194,750	188,990	184,670	180,350
121～125	208,770	203,010	201,570	197,250	194,370	188,610	184,290	179,970
126～130	208,380	202,620	201,190	196,860	193,990	188,230	183,910	179,590
131～135	206,840	201,120	199,690	195,400	192,540	186,820	182,530	178,240
136～140	205,310	199,630	198,210	193,950	191,100	185,410	181,150	176,890
141～145	204,790	199,110	197,680	193,420	190,580	184,900	180,640	176,380
146～150	204,270	198,590	197,170	192,910	190,070	184,390	180,130	175,870
151人以上	202,370	196,730	195,330	191,110	188,290	182,660	178,440	174,220

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	338,800	330,140	327,980	321,480	317,150	308,490	302,000	295,500
31～35人	319,340	311,120	309,070	302,900	298,790	290,570	284,410	278,250
36～40	299,880	292,090	290,150	284,320	280,430	272,660	266,830	260,990
41～45	296,370	288,570	286,610	280,760	276,860	269,050	263,190	257,340
46～50	281,300	273,830	271,960	266,360	262,630	255,160	249,560	243,960
51～55	276,070	268,720	266,880	261,360	257,690	250,330	244,810	239,290
56～60	270,850	263,610	261,800	256,370	252,740	245,500	240,070	234,630
61～65	265,050	257,940	256,160	250,820	247,270	240,150	234,810	229,480
66～70	259,250	252,260	250,520	245,270	241,780	234,800	229,560	224,330
71～75	255,380	248,480	246,750	241,570	238,120	231,210	226,030	220,850
76～80	251,510	244,690	242,980	237,860	234,440	227,620	222,500	217,380
81～85	248,920	242,130	240,430	235,350	231,950	225,170	220,080	214,990
86～90	246,320	239,570	237,890	232,830	229,460	222,720	217,660	212,610
91～95	243,370	236,680	235,010	229,990	226,640	219,940	214,930	209,900
96～100	240,440	233,790	232,130	227,140	223,820	217,180	212,190	207,210
101～105	238,100	231,520	229,870	224,930	221,650	215,060	210,130	205,190
106～110	235,760	229,250	227,610	222,720	219,470	212,950	208,070	203,180
111～115	233,250	226,800	225,180	220,340	217,120	210,660	205,830	200,990
116～120	230,740	224,350	222,750	217,960	214,760	208,380	203,580	198,790
121～125	229,830	223,460	221,860	217,080	213,900	207,520	202,740	197,960
126～130	228,910	222,560	220,970	216,200	213,020	206,670	201,900	197,140
131～135	227,600	221,270	219,690	214,940	211,790	205,460	200,720	195,970
136～140	226,280	219,990	218,410	213,690	210,540	204,250	199,530	194,800
141～145	225,250	218,980	217,400	212,690	209,560	203,270	198,570	193,860
146～150	224,230	217,960	216,400	211,700	208,570	202,310	197,610	192,910
151人以上	222,790	216,560	215,000	210,340	207,220	201,000	196,330	191,660

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	358,870	349,620	347,310	340,380	335,760	326,510	319,580	312,640
31～35人	343,720	334,800	332,560	325,870	321,400	312,470	305,770	299,080
36～40	328,580	319,970	317,810	311,350	307,050	298,430	291,980	285,510
41～45	328,700	319,960	317,770	311,200	306,830	298,080	291,520	284,960
46～50	317,250	308,740	306,610	300,220	295,960	287,450	281,060	274,670
51～55	310,230	301,880	299,790	293,530	289,350	281,000	274,740	268,480
56～60	303,220	295,030	292,990	286,840	282,740	274,560	268,420	262,280
61～65	295,910	287,890	285,890	279,880	275,870	267,850	261,850	255,830
66～70	288,590	280,750	278,790	272,910	268,990	261,150	255,270	249,390
71～75	284,630	276,870	274,930	269,110	265,230	257,480	251,650	245,830
76～80	280,660	272,990	271,070	265,310	261,470	253,790	248,030	242,280
81～85	276,730	269,130	267,240	261,540	257,740	250,150	244,450	238,760
86～90	272,800	265,280	263,400	257,770	254,010	246,500	240,860	235,230
91～95	268,620	261,180	259,330	253,750	250,040	242,610	237,040	231,460
96～100	264,430	257,090	255,250	249,740	246,070	238,720	233,220	227,710
101～105	263,810	256,480	254,640	249,140	245,480	238,150	232,660	227,160
106～110	263,190	255,870	254,040	248,550	244,900	237,580	232,090	226,610
111～115	260,490	253,240	251,430	245,990	242,370	235,120	229,690	224,250
116～120	257,780	250,610	248,810	243,430	239,840	232,660	227,280	221,900
121～125	256,760	249,600	247,810	242,440	238,860	231,700	226,340	220,970
126～130	255,730	248,590	246,810	241,450	237,890	230,740	225,390	220,040
131～135	255,060	247,940	246,160	240,810	237,250	230,120	224,770	219,440
136～140	254,400	247,280	245,510	240,170	236,610	229,490	224,160	218,830
141～145	253,300	246,210	244,430	239,110	235,560	228,460	223,140	217,820
146～150	252,210	245,130	243,360	238,050	234,510	227,430	222,130	216,820
151人以上	250,480	243,440	241,690	236,410	232,900	225,860	220,590	215,320

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	739,300	719,210	714,180	699,120	689,070	668,980	653,910	638,840
16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	570,340	554,470	550,500	538,590	530,660	514,790	502,880	490,980
26～30	545,820	530,570	526,760	515,330	507,710	492,460	481,030	469,590
31～35	532,540	517,640	513,910	502,740	495,280	480,380	469,200	458,020
36～40	519,280	504,710	501,070	490,150	482,860	468,300	457,370	446,450
41～45	505,740	491,520	487,970	477,320	470,210	456,000	445,330	434,680
46～50	492,200	478,340	474,880	464,480	457,550	443,690	433,300	422,910
51～55	486,130	472,440	469,010	458,740	451,890	438,190	427,910	417,640
56～60	480,070	466,530	463,150	452,990	446,220	432,680	422,530	412,380
61～65	476,010	462,580	459,220	449,140	442,430	428,990	418,920	408,840
66～70	471,950	458,610	455,280	445,280	438,620	425,290	415,300	405,300
71～75	467,090	453,890	450,590	440,690	434,090	420,890	410,990	401,090
76～80	462,230	449,160	445,890	436,090	429,560	416,490	406,680	396,880
81～85	458,670	445,690	442,440	432,710	426,220	413,240	403,510	393,780
86～90	455,100	442,220	438,990	429,330	422,890	410,000	400,340	390,670
91人以上	450,070	437,310	434,130	424,560	418,190	405,440	395,880	386,320

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	775,790	754,660	749,370	733,520	722,950	701,820	685,960	670,110
16～20	654,840	636,670	632,130	618,500	609,410	591,240	577,610	563,980
21～25	592,230	575,740	571,610	559,240	550,990	534,490	522,110	509,740
26～30	564,060	548,300	544,360	532,530	524,650	508,880	497,050	485,230
31～35	554,690	539,150	535,270	523,620	515,840	500,310	488,650	476,990
36～40	545,320	530,010	526,180	514,700	507,040	491,730	480,250	468,770
41～45	535,110	520,050	516,290	505,010	497,480	482,430	471,130	459,850
46～50	524,900	510,110	506,410	495,310	487,910	473,120	462,020	450,930
51～55	517,200	502,610	498,970	488,030	480,730	466,140	455,200	444,260
56～60	509,500	495,120	491,530	480,740	473,550	459,170	448,390	437,600
61～65	504,070	489,830	486,270	475,590	468,480	454,240	443,570	432,890
66～70	498,630	484,540	481,010	470,440	463,400	449,310	438,740	428,170
71～75	493,700	479,730	476,240	465,780	458,790	444,830	434,360	423,890
76～80	488,760	474,930	471,470	461,100	454,180	440,360	429,990	419,610
81～85	484,770	471,040	467,610	457,320	450,460	436,730	426,430	416,140
86～90	480,770	467,150	463,750	453,530	446,720	433,100	422,890	412,670
91人以上	473,810	460,390	457,030	446,960	440,240	426,810	416,740	406,670

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	998,020	971,060	964,320	944,100	930,620	903,660	883,440	863,220
11～15人	812,040	789,870	784,330	767,700	756,610	734,440	717,810	701,180
16～20	682,210	663,260	658,520	644,300	634,820	615,870	601,650	587,430
21～25	613,980	596,860	592,580	579,740	571,180	554,060	541,220	528,380
26～30	600,320	583,510	579,310	566,710	558,310	541,500	528,900	516,300
31～35	587,030	570,560	566,450	554,110	545,870	529,410	517,060	504,720
36～40	573,750	557,620	553,600	541,500	533,440	517,320	505,230	493,130
41～45	560,200	544,430	540,480	528,660	520,770	505,010	493,180	481,350
46～50	546,650	531,230	527,380	515,820	508,110	492,690	481,130	469,570
51～55	540,590	525,340	521,530	510,090	502,450	487,200	475,760	464,310
56～60	534,540	519,450	515,670	504,350	496,800	481,700	470,390	459,060
61～65	530,480	515,490	511,750	500,500	493,000	478,010	466,770	455,530
66～70	526,420	511,530	507,810	496,650	489,200	474,320	463,160	451,990
71～75	522,710	507,920	504,220	493,130	485,740	470,940	459,850	448,760
76～80	519,000	504,300	500,630	489,610	482,260	467,570	456,540	445,530
81～85	514,310	499,730	496,090	485,160	477,880	463,310	452,380	441,450
86～90	509,610	495,160	491,550	480,710	473,490	459,050	448,210	437,380
91人以上	504,580	490,270	486,700	475,960	468,810	454,490	443,760	433,040

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	432,310	420,480	417,520	408,650	402,740	390,910	382,040	373,170
21～25	391,270	380,490	377,800	369,720	364,330	353,550	345,460	337,380
26～30	360,010	350,050	347,560	340,080	335,100	325,130	317,660	310,180
31～35	342,810	333,300	330,920	323,790	319,030	309,520	302,390	295,250
36～40	325,610	316,550	314,290	307,500	302,970	293,910	287,110	280,320
41～45	308,410	299,810	297,660	291,200	286,900	278,300	271,840	265,390
46～50	291,210	283,060	281,020	274,910	270,830	262,680	256,570	250,460
51～55	286,470	278,450	276,440	270,420	266,410	258,390	252,370	246,350
56～60	281,740	273,840	271,870	265,940	261,990	254,090	248,160	242,240
61～65	277,010	269,230	267,290	261,460	257,570	249,790	243,960	238,130
66～70	272,270	264,620	262,710	256,970	253,150	245,500	239,760	234,020
71～75	267,540	260,020	258,130	252,490	248,730	241,200	235,560	229,910
76～80	262,810	255,410	253,560	248,000	244,300	236,900	231,350	225,800
81～85	258,070	250,800	248,980	243,520	239,880	232,610	227,150	221,690
86～90	253,340	246,190	244,400	239,040	235,460	228,310	222,940	217,580
91人以上	248,610	241,580	239,820	234,550	231,040	224,010	218,740	213,470

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	518,710	504,910	501,460	491,110	484,210	470,410	460,060	449,710
16～20	460,860	448,210	445,050	435,560	429,240	416,590	407,100	397,610
21～25	414,120	402,680	399,820	391,240	385,530	374,090	365,510	356,930
26～30	379,050	368,540	365,910	358,020	352,760	342,250	334,360	326,480
31～35	365,660	355,490	352,950	345,320	340,230	330,060	322,440	314,810
36～40	352,270	342,440	339,990	332,620	327,700	317,880	310,510	303,140
41～45	338,880	329,400	327,030	319,910	315,170	305,690	298,580	291,470
46～50	325,490	316,350	314,060	307,210	302,640	293,500	286,650	279,800
51～55	320,180	311,190	308,940	302,190	297,690	288,700	281,950	275,200
56～60	314,880	306,020	303,810	297,170	292,740	283,890	277,240	270,600
61～65	309,580	300,860	298,680	292,150	287,790	279,080	272,540	266,010
66～70	304,270	295,700	293,560	287,130	282,840	274,270	267,840	261,410
71～75	298,970	290,540	288,430	282,110	277,890	269,460	263,130	256,810
76～80	293,670	285,380	283,300	277,080	272,940	264,650	258,430	252,210
81～85	288,360	280,210	278,180	272,060	267,990	259,840	253,730	247,620
86～90	283,060	275,050	273,050	267,040	263,040	255,030	249,020	243,020
91人以上	277,760	269,890	267,920	262,020	258,090	250,220	244,320	238,420

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	481,550	468,160	464,810	458,090	454,270	440,890	430,850	420,810
21～25	439,900	427,570	424,490	418,010	414,240	401,910	392,660	383,410
26～30	398,250	386,980	384,160	377,920	374,200	362,920	354,470	346,010
31～35	378,780	368,030	365,340	359,260	355,580	344,830	336,760	328,700
36～40	359,310	349,090	346,530	340,590	336,970	326,740	319,070	311,390
41～45	347,320	337,400	334,920	329,010	325,360	315,440	307,990	300,550
46人以上	335,330	325,710	323,310	317,420	313,760	304,140	296,930	289,710

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	509,600	495,400	491,850	484,530	480,300	466,110	455,460	444,820
21～25人	463,850	450,820	447,570	440,570	436,450	423,430	413,660	403,890
26～30	418,090	406,240	403,280	396,600	392,590	380,740	371,850	362,970
31～35	396,470	385,210	382,390	375,910	371,980	360,720	352,270	343,820
36～40	374,850	364,170	361,500	355,220	351,380	340,700	332,690	324,680
41～45	361,040	350,720	348,140	341,920	338,090	327,760	320,020	312,280
46人以上	347,230	337,270	334,780	328,630	324,800	314,830	307,360	299,890

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	536,700	521,730	517,990	510,080	505,470	490,500	479,270	468,040
21～25人	487,320	473,620	470,190	462,680	458,230	444,530	434,250	423,980
26～30	437,930	425,500	422,390	415,290	410,990	398,560	389,240	379,920
31～35	420,650	408,680	405,690	398,690	394,400	382,430	373,460	364,480
36～40	403,370	391,870	388,990	382,090	377,830	366,320	357,680	349,050
41～45	393,220	381,950	379,140	372,230	367,920	356,660	348,220	339,780
46人以上	383,060	372,050	369,300	362,370	358,020	347,010	338,760	330,500

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,590
11～15	31,316,540	30,429,230	30,207,410	29,541,920	29,098,270	28,210,970	27,545,490	26,880,010
16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
21～25	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
26～30	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
31～35	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	73,106,180	70,927,930	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
41～45	79,238,360	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,660
46～50	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
51～55	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
56～60	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
61～65	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
66～70	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350

※ 1 か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,590
11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
16～20	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,720	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,220
26～30	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
31～35	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	79,238,360	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,660
41～45	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
46～50	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
51～55	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
56～60	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
61～65	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
66～70	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,330
11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
16～20	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
26～30	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
31～35	73,106,180	70,927,930	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
36～40	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
41～45	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
46～50	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
51～55	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
56～60	116,031,410	112,535,140	111,661,090	109,038,870	107,290,730	103,794,480	101,172,270	98,550,080
61～65	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820
66～70	128,295,760	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560

※1か所当たりの年額

エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,590
6～10人	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,330
11～15	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
16～20	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
21～25	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
26～30	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,120	68,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
31～35	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
36～40	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
41～45	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
46～50	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820
51～55	128,295,760	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
56～60	140,560,120	136,310,690	135,248,360	132,061,270	129,936,550	125,687,150	122,500,080	119,313,040
61～65	152,824,470	148,198,470	147,041,990	143,572,470	141,259,470	136,633,490	133,163,990	129,694,510
66～70	158,956,640	154,142,360	152,938,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250

※ 1 か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,330
6～10人	37,876,100	36,773,440	36,497,780	35,670,780	35,119,450	34,016,790	33,189,790	32,362,800
11～15	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
16～20	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,120	68,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
21～25	92,638,300	89,868,110	89,175,580	87,097,920	85,712,830	82,942,660	80,865,020	78,787,390
26～30	104,902,650	101,755,890	100,969,210	98,609,120	97,035,740	93,889,000	91,528,920	89,168,870
31～35	128,295,760	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
36～40	140,560,120	136,310,690	135,248,360	132,061,270	129,936,550	125,687,150	122,500,080	119,313,040
41～45	158,956,640	154,142,360	152,938,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250
46～50	171,221,000	166,030,130	164,732,440	160,839,270	158,243,830	153,053,000	149,159,850	145,266,730
51～55	189,617,520	183,861,800	182,422,890	178,106,070	175,228,200	169,472,500	165,155,710	160,838,940
56～60	201,881,880	195,749,570	194,216,530	189,617,270	186,551,110	180,418,840	175,819,610	171,220,420
61～65	220,278,400	213,581,240	211,906,980	206,884,070	203,535,480	196,838,350	191,815,470	186,792,630
66～70	232,542,760	225,469,010	223,700,610	218,395,270	214,858,390	207,784,690	202,479,380	197,174,110

※ 1 か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
※2 1.6:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
1.5:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.4:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(5:1)※1								
※2 1.6:1	248,290	241,110	239,320	233,930	230,340	223,160	217,780	212,390
1.5:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.4:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110
1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(4.5:1)※1								
※2 1.6:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
1.5:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
1.4:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.3:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
(4:1)※1								
※2 1.6:1	219,640	213,290	211,700	206,940	203,760	197,410	192,650	187,880
1.5:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
1.4:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.3:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
※ ₂ 1.6:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
1.5:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.4:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	233,210	226,560	224,900	219,910	216,580	209,930	204,940	199,950
1.5:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.4:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040
1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(4.5:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
1.5:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
1.4:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.3:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
(4:1)※ ₁								
※ ₂ 1.6:1	206,300	200,420	198,950	194,530	191,590	185,700	181,290	176,870
1.5:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
1.4:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.3:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	173,030	168,090	166,860	163,150	160,690	155,750	152,050	148,350
(5:1)*	162,540	157,900	156,740	153,270	150,950	146,310	142,830	139,350
(4.5:1)*	149,000	144,740	143,680	140,490	138,370	134,120	130,930	127,740
(4:1)*	134,100	130,270	129,310	126,440	124,530	120,710	117,840	114,970

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	36,740	35,690	35,430	34,640	34,110	33,070	32,280	31,490
* ₂ 3.5:1	55,870	54,280	53,880	52,680	51,890	50,290	49,100	47,900
3:1	81,270	78,950	78,370	76,630	75,470	73,150	71,410	69,680
(5:1)* ₁								
4:1	26,820	26,050	25,860	25,290	24,900	24,140	23,560	22,990
* ₂ 3.5:1	46,240	44,920	44,590	43,600	42,940	41,620	40,630	39,640
3:1	71,520	69,480	68,970	67,430	66,410	64,370	62,840	61,310
(4.5:1)* ₁								
4:1	14,900	14,470	14,360	14,050	13,830	13,410	13,090	12,770
* ₂ 3.5:1	34,160	33,190	32,940	32,210	31,720	30,750	30,020	29,290
3:1	59,600	57,900	57,470	56,190	55,340	53,640	52,370	51,090
(4:1)* ₁								
* ₂ 3.5:1	19,150	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420
3:1	44,700	43,420	43,100	42,150	41,510	40,230	39,280	38,320

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25人	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91～95	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270
96～100	5,840	5,670	5,630	5,500	5,420	5,250	5,130	5,010
101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,000	4,890	4,770
106～110	5,310	5,150	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550
111～115	5,070	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350
116～120	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,270	4,170
121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000
126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,710
136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,570
141～145	4,020	3,910	3,880	3,790	3,740	3,620	3,540	3,450
146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340
151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	58,400	56,740	56,330	55,080	54,250	52,590	51,350	50,100
11～15人	38,930	37,830	37,550	36,720	36,170	35,060	34,230	33,400
16～20	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91人以上	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,460	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 64,010	円 62,170	円 61,710	円 60,320	円 59,400	円 57,560	円 56,170	円 54,790

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 38,410	円 37,300	円 37,020	円 36,190	円 35,640	円 34,530	円 33,700	円 32,870
11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210

(13) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21～25人	20,980	20,380	20,230	19,790	19,490	18,890	18,440	18,000
26～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31～35	14,980	14,560	14,450	14,130	13,920	13,490	13,170	12,850
36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	11,650	11,320	11,240	10,990	10,830	10,490	10,240	10,000
46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,440	9,220	9,000
51～55	9,530	9,260	9,200	8,990	8,860	8,580	8,380	8,180
56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,260	7,090	6,920
66～70	7,490	7,280	7,220	7,060	6,960	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,150	6,000
76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,620	5,490	5,410	5,240	5,120	5,000
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	4,990	4,850	4,810	4,710	4,640	4,490	4,390	4,280
106～110	4,760	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,690	3,600
126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,460
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	3,000
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,420	17,890	17,750	17,360	17,090	16,560	16,160	15,760
31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	14,190	13,850	13,510
36～40	13,810	13,410	13,310	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820
41～45	12,280	11,920	11,830	11,570	11,390	11,040	10,770	10,510
46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	9,930	9,700	9,460
51～55	10,040	9,750	9,680	9,460	9,320	9,030	8,810	8,600
56～60	9,210	8,940	8,870	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880
61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	7,270
66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	7,090	6,920	6,750
71～75	7,360	7,150	7,100	6,940	6,830	6,620	6,460	6,300
76～80	6,900	6,700	6,650	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
86～90	6,140	5,960	5,910	5,780	5,690	5,520	5,380	5,250
91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	5,390	5,230	5,100	4,980
96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	4,610	4,500
106～110	5,020	4,870	4,840	4,730	4,660	4,510	4,400	4,300
111～115	4,800	4,660	4,630	4,520	4,460	4,320	4,210	4,110
116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	3,630
131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	3,790	3,680	3,590	3,500
136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	3,370
141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260
146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	3,410	3,310	3,230	3,150
151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	3,120	3,050

(14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	25,780	24,950	24,750	24,130	23,710	22,890	22,270	21,650
21～25人	20,620	19,960	19,800	19,300	18,970	18,310	17,810	17,320
26～30	17,180	16,630	16,500	16,080	15,810	15,260	14,840	14,430
31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,720	12,370
36～40	12,890	12,470	12,370	12,060	11,850	11,440	11,130	10,820
41～45	11,450	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,890	9,620
46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,480	9,150	8,910	8,660
51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870
56～60	8,590	8,310	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,210
61～65	7,930	7,670	7,610	7,420	7,290	7,040	6,850	6,660
66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180
71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770
76～80	6,440	6,230	6,180	6,030	5,930	5,720	5,560	5,410
81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090
86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810
91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,680	4,550
96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,570	4,450	4,330
101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930
111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,600
121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460
126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,640	3,520	3,420	3,330
131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200
136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090
141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980
146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880
151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790

(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000
11～20世帯	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31～40	15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500
41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500

(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	58,040	56,300	55,860	54,560	53,690	51,960	50,650	49,350
20世帯	29,020	28,150	27,930	27,280	26,840	25,980	25,320	24,670
30世帯	19,340	18,760	18,620	18,180	17,890	17,320	16,880	16,450
31～40	14,510	14,070	13,960	13,640	13,420	12,990	12,660	12,330
41～50	11,600	11,260	11,170	10,910	10,730	10,390	10,130	9,870
51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220

(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,670	54,010	53,600	52,350	51,520	49,860	48,620	47,370
11～20	27,830	27,000	26,800	26,170	25,760	24,930	24,310	23,680
21～30	18,550	18,000	17,860	17,450	17,170	16,620	16,200	15,790
31～40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,460	12,150	11,840
41～50	12,520	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660
51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470

(18) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25人	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100	6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115	6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120	5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125	5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135	5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150	4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35人	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100	6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115	6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120	5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125	5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135	5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150	4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,960
11～15人	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
16～20	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91人以上	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46人以上	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190

(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,460	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,310
21 ~ 25人	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,150
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,570
81 ~ 85	3,360
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

イ 児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,540
31 ~ 35人	8,180
36 ~ 40	7,150
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,570
81 ~ 85	3,360
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

ウ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,630
11 ~ 15人	19,080
16 ~ 20	14,310
21 ~ 25	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,150
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,570
81 ~ 85	3,360
86 ~ 90	3,180
91人以上	3,010

エ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,630
11 ~ 20世帯	14,310
21 ~ 30	9,540
31 ~ 40	7,150
41 ~ 50	5,720
51世帯以上	4,770

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,220
21 ~ 25人	7,370
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,140
31 ~ 35人	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

キ 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,440
11 ~ 15人	12,290
16 ~ 20	9,220
21 ~ 25	7,370
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91人以上	1,940

ク 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,440
11 ~ 20世帯	9,220
21 ~ 30	6,140
31 ~ 40	4,610
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,070

(21) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35人	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450
11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
16～20	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
11～20世帯	860	840	830	810	790	760	740	720
21～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51世帯以上	280	280	270	270	260	250	240	240

(22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,060
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,030
41 ～ 45	4,470
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,750
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,610
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

(23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,780
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,190
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,460
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,730
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	8,290

(25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
	円
世帯	
40	7,150
41 ~ 50	5,720
51世帯以上	4,770

(26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,570
11 ~ 20世帯	7,780
21 ~ 30	5,190
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000
11~20世帯	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21~30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31~40	15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500
41~50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500

(29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,390
21~25人	7,510
26~30人	6,260
31~35人	5,360

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 6,155,504

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,860,179
	21人以上	11,720,358

区分	年額
栄養士加算分	円 4,737,226

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	4,993,584

(31) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,180

(32) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 155,870

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,250

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,590

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

(34) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,950

(35) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,640	518,040	505,590	493,140

(36) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

(37) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,960
21～25人	55,410	54,080	53,750	52,760	52,090	50,760	49,770	48,770
26～30	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
31～35	39,580	38,630	38,390	37,680	37,210	36,260	35,550	34,830
36～40	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
41～45	30,780	30,040	29,860	29,310	28,940	28,200	27,650	27,090
46～50	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
51～55	25,180	24,580	24,430	23,980	23,680	23,070	22,620	22,170
56～60	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
61～65	21,310	20,800	20,670	20,290	20,030	19,520	19,140	18,760
66～70	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
71～75	18,470	18,020	17,910	17,580	17,360	16,920	16,590	16,250
76～80	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
81～85	16,290	15,900	15,810	15,510	15,320	14,930	14,630	14,340
86～90	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
91～95	14,580	14,230	14,140	13,880	13,710	13,360	13,090	12,830
96～100	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
101～105	13,190	12,870	12,790	12,560	12,400	12,080	11,850	11,610
106～110	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
111～115	12,040	11,750	11,680	11,470	11,320	11,030	10,820	10,600
116～120	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
121～125	11,080	10,810	10,750	10,550	10,410	10,150	9,950	9,750
126～130	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
131～135	10,260	10,010	9,950	9,770	9,640	9,400	9,210	9,030
136～140	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
141～145	9,550	9,320	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
146～150	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
151人以上	8,930	8,720	8,670	8,510	8,400	8,180	8,020	7,860

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	122,910	119,710	118,920	118,090	114,930	111,740	109,350	106,950
11～15人	81,940	79,810	79,280	78,720	76,620	74,490	72,900	71,300
16～20	61,450	59,860	59,460	59,040	57,460	55,870	54,670	53,470
21～25	49,160	47,880	47,560	47,230	45,970	44,690	43,740	42,780
26～30	40,970	39,900	39,640	39,360	38,310	37,240	36,450	35,650
31～35	35,110	34,200	33,970	33,740	32,830	31,920	31,240	30,550
36～40	30,720	29,930	29,730	29,520	28,730	27,930	27,330	26,740
41～45	27,310	26,600	26,420	26,240	25,540	24,830	24,300	23,760
46～50	24,580	23,940	23,780	23,610	22,980	22,340	21,870	21,390
51～55	22,340	21,760	21,620	21,470	20,890	20,310	19,880	19,440
56～60	20,480	19,950	19,820	19,680	19,150	18,620	18,220	17,820
61～65	18,900	18,410	18,290	18,160	17,680	17,190	16,820	16,450
66～70	17,550	17,100	16,980	16,870	16,410	15,960	15,620	15,280
71～75	16,380	15,960	15,850	15,740	15,320	14,890	14,580	14,260
76～80	15,360	14,960	14,860	14,760	14,360	13,960	13,660	13,370
81～85	14,460	14,080	13,990	13,890	13,520	13,140	12,860	12,580
86～90	13,650	13,300	13,210	13,120	12,770	12,410	12,150	11,880
91人以上	12,930	12,600	12,510	12,430	12,090	11,760	11,510	11,250

(38) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,640	518,040	505,590	493,140

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	115,230	111,900	111,070	108,580	106,920	103,600	101,110	98,620

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

キ 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	96,020	93,250	92,560	90,490	89,100	86,340	84,260	82,190
7～9	64,010	62,170	61,710	60,320	59,400	57,560	56,170	54,790
10～12	48,010	46,620	46,280	45,240	44,550	43,170	42,130	41,090
13～15	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～18	32,000	31,080	30,850	30,160	29,700	28,780	28,080	27,390
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,570	28,130	27,260	26,610	25,950

(39) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分保護単価

ア 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	12,470
21 ~ 25人	9,970
26 ~ 30	8,310
31 ~ 35人	7,120
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,980
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,160
116 ~ 120	2,070
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,910
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,600

ウ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35人	7,120
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,980
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,160
116 ~ 120	2,070
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,910
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,600

イ 地域小規模児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
1施設当たり	249,440

エ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	16,630
11 ~ 20世帯	12,470
21 ~ 30	8,310
31 ~ 40	6,230
31 ~ 50	4,980
51世帯以上	4,150

オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	49,890

カ 児童心理治療施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35	7,120
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46人以上	4,980

キ 自立援助ホーム
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	41,570
7 ~ 9	27,710
10 ~ 12	20,780
13 ~ 15	16,630
16 ~ 18	13,850
19人以上	13,120

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。

家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7)自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(8)ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9)地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(10) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和5年4月1日)

経費の種類	一般生活費		被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	一般生活費以外の事業費												
	月額	年額					夏等特別行事費	期未一時扶助費	職業指導費	就職支援費(大学進学等自立生活支援費)	葬 祭 費	冷暖費	予防接種費	防災対策費	学力矯正費	その他			
																1件当り	1件当り	1件当り	月額
児童養護施設	53,450円 (乳児分) 61,760円	26,100円	26,100円	(一般分)幼稚園等の就園に必要な入学金・保育料・制服等の実費 小学校 2,210円 中学校 4,380円 特別支援学校の高等部 4,330円	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 81,000円	小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 進学児童 23,330円 (私立) 24,540円 (入学期) 86,300円 高等学校 第3学年 81,000円	3,150円	5,760円	通所のための交通費実費教科書代等 5,030円	82,760円	161,290円	1級地 5,290円 2級地 4,980円 3級地 4,920円 4級地 3,780円 その他の地域 870円	1級地 5,290円 2級地 4,980円 3級地 4,920円 4級地 3,780円 その他の地域 870円	予防接種費にかかるとる実費	総合的な防災対策の充実にかかる実費(ただし、45万円以内)	学力矯正のための保護等にかかる実費		
児童自立支援施設(通所部を含む)	53,450円 (通所分) 16,430円			(加算分)1 教材代の実費 2 通学のための交通費の実費 3 部活動に必要な遠征代・遠征費等の実費 4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費 5 児童自立支援施設の教材費 小学校地区 200円 中学校地区 290円	(特別支援学校高等部を含む。)	111,290円	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円			就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円	198,540円	1級地 6,080円 2級地 5,700円 3級地 5,630円 4級地 4,330円 その他の地域 870円	1級地 6,080円 2級地 5,700円 3級地 5,630円 4級地 4,330円 その他の地域 870円						
里 親	53,710円 (乳児分) 62,020円									補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円			1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円	1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円					
ファミリーホーム	53,450円 (乳児分) 61,760円	26,100円	26,100円										1級地 4,840円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,460円 その他の地域 870円	1級地 4,840円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,460円 その他の地域 870円					
児童心理治療施設(通所部を含む)	53,910円 (通所分) 16,430円												1級地 6,520円 2級地 6,090円 3級地 6,010円 4級地 4,640円 その他の地域 870円	1級地 6,520円 2級地 6,090円 3級地 6,010円 4級地 4,640円 その他の地域 870円					
乳 児 院	61,760円 (3歳以上児分) 53,450円 乳児院病棟等児童加算費 106,610円												1級地 8,780円 2級地 8,130円 3級地 8,020円 4級地 6,240円 その他の地域 870円	1級地 8,780円 2級地 8,130円 3級地 8,020円 4級地 6,240円 その他の地域 870円					
母子生活支援施設	入所者(1人当たり) 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円												1級地 2,440円 2級地 2,240円 3級地 2,210円 4級地 1,600円 その他の地域 1,300円	1級地 2,440円 2級地 2,240円 3級地 2,210円 4級地 1,600円 その他の地域 1,300円					
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円					その学校において徴収される実費	高等学校 第3学年 (特別支援学校高等部を含む。) 111,290円	高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 24,540円 (入学期) 86,300円 通学のための交通費の実費	高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 24,540円 (入学期) 86,300円 通学のための交通費の実費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円	198,540円	161,290円	1級地 2,810円 2級地 2,580円 3級地 2,540円 4級地 1,870円 その他の地域 1,300円	1級地 2,810円 2級地 2,580円 3級地 2,540円 4級地 1,870円 その他の地域 1,300円					

種別	経費の 種目	一般生活費以外の事業費																
		一般生活費	被虐待児 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	児童旅行費	入進学 支度金	特別育成費	夏休等特別 行事費	期末一時 扶助費	職業指導費	就職支援費 入進学等 立生活支度費	修 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	視力矯正費
		日額	月額	月額	月額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	1件当り	1件当り	1件当り	月額	月額	年額
一時保護所	①一時保護され た日から5日目 まで (一般分) 4,440円 (乳児分) 6,030円 ②6日目から 30日目まで (一般分) 1,230円 (乳児分) 1,240円 ③①及び②以外 (一般分) 1,760円 (乳児分) 2,030円 ④乳児院病室 等児童加算費 3,650円	850円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育料 、制服等の費 用 2,210円 中学校 4,380円 ただし、就園 奨励費補助額 を控除した額 特別支援学 校の高等部 4,380円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 送迎費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習金 費の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 4,000円 200円 中学校等 290円 6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 86,300円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に役立つ 資格取得又 は講習等を 受講するた めの経費 57,620円	小学校 第1学年 22,690円 小学校 入学児童 64,300円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を 含む。) 111,290円	小学校 第1学年 22,690円 小学校 入学児童 64,300円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を 含む。) 111,290円	小学校 第1学年 22,690円 小学校 入学児童 64,300円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を 含む。) 111,290円	小学校 第1学年 22,690円 小学校 入学児童 64,300円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を 含む。) 111,290円	高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 34,540円 (入学時) 86,300円 進学児童 81,000円 通学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円 補習費 保護単価 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 保護単価 25,000円	3,150円	5,760円	通所のための 交通費実費教 科書代等 5,030円				1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種費に かかる実費	総合的な防災 対策の充実にか かる実費(た だし、45万円以 内)	視力矯正のた めの眼鏡等 購入する場合 にかかる実費

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)児童については委託手当てとして月額90,000円(専門療養は月額141,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム、自立支援ホーム等しくは児童(専門医療を含む。)に対して新規に受託したときは委託児童1人につき委託開始月に44,620円を上乗して、実費を全額した額が加算され、(4)児童(専門医療を含む。)及びファミリーホームが一時的な休みのための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したときには連れ戻し費が支弁され、(6)助産施設入所者については、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき236,200円)、胎盤処置料、新生児介助料及び保険料が支弁される、(7)一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託児童として月額4,500円(転居コトワケの形質により病院へ一時保護された場合は20,460円)が支弁され、(8)児童委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門療養は月額15,000円)が支弁され、(9)一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育学校又は高等学校に進学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。